

## 令和2年度第1回むつ市地域公共交通活性化協議会 議事概要

開催日時	令和2年9月15日（火） 13:30～14:00		
開催場所	むつ市役所 第3会議室		
出席委員	12名	欠席委員	3名
議事次第	1 開 会 2 あいさつ 3 協議案件 (1) 市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について (2) むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について 4 そ の 他 5 閉 会		
議事概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <b>1 開 会</b>            (事務局進行により開会)         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <b>2 あいさつ</b>  <b>【会長】</b>            こんにちは。本協議会の会長を務めております、むつ市企画政策部の松谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。            協議会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。本日はご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。            また、平素より市政各般にわたり、とりわけ地域の公共交通政策の推進に対しまして、深いご理解と温かいご支援を賜り、深く感謝申し上げる次第でございます。            さて、人口減少や少子高齢化の進展に伴いまして、公共交通を取り巻く環境につきましては、ますます厳しさを増しております。            また一方では、運転免許証の自主返納者が年々増加しております。平成30年が約42万人だったのに対し、令和元年は60万人を超え、過去最多の人数となっております。この状況は、高齢者による交通事故のニュースが、多く取り上げられたことも、一つの要因であると思っております。            免許返納者の受け皿となる、公共交通網の整備、移手段の確保、支援制度の拡充等も、行政に課せられた課題と認識しております。            このような動向を踏まえ、国では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する         </div>		

る法律」を、6月に一部改正しております。この改正では、特に、過疎地におきまして、地域の輸送資源を総動員して、旅客運送サービスの提供を促すとしております。

これは、この法律に基づき作成している地域の公共交通計画につきまして、従来の公共交通機関としての、鉄道、路線バス、タクシー、船、デマンド交通等にプラスして、福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設における輸送サービス等も計画に位置付け、メニューの充実を図り、サービスを確保する、というものであります。

市といたしましては、協議案件にありますが、今年度より企画政策部内に交通政策課を新設しており、これまで以上に地域住民、公共交通事業者、行政が一丸となって、持続可能な運送サービスの提供に取り組んでまいります。

また、むつ市のまちづくりと一体となって、公共交通網の再編にも努めてまいりたいと考えておりますので、今後も変わらぬ、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本日の会議の案件は、2件となっておりますが、ぜひ忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、議事に入らせていただきます。

協議会設置要綱第5条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっております。会長よろしくお願いいたします。

### 3 協議案件

(1) 市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について

#### 【会長】

それでは、要綱に従いまして議長を務めさせていただきます。

お手元の次第に従って議事を進行いたしますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

協議案件(1)について、担当課である高齢者福祉課より説明をお願いいたします。

#### 【高齢者福祉課】

高齢者福祉課課長の吉田と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

協議案件(1)市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について、説明させていただきます。

それでは、お手元の資料集の1ページ目をお開きください。

協議案件の内容についてですが、道路運送法の関連法規では、この運送サービスの当市における必要性や、その内容を、関係機関との協議により決定する

こととなっておりますので、許可の更新にあたり今回の協議会に提案させていただいております。

事業概要として、運行主体はむつ市となっておりますが、現在、社会福祉協議会に委託させていただいております。運送の区域はむつ市を発地又は着地とする区域となっております。

利用料金については、走行距離に応じて規定しています。会員登録が必要でありますので、年間1, 230円負担していただいております。

次に、資料の2ページ目をお開きください。

ここからは、むつ市が福祉車両を用いて実施しております「外出支援サービス事業」について、説明させていただきます。

事業内容は、事業の目的にもありますように、外出が困難な高齢者及び障がい等を有する方について、リフト付きストレッチャー装着ワゴン車で、医療機関の受診等の外出の際の支援を行います。

対象者は、市内に住所を置き、要介護度3以上、身体に障がいがある方で歩行の困難な方、また、介護度1、2の場合でも、介護認定の際に提出していただいた主治医意見書などの情報により、総合的に判断し、サービスの提供が必要な場合、サービスの対象者としております。

利用料金につきましては、走行距離に応じて料金を設定しております。

料金の設定に関しては、運輸局からの指示により、福祉目的の運送であるため、当該地域等における一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃の1/2を目安として、協議会の皆様のご意見を参考に料金を定めることとなっておりますが、今回は料金の見直しはございません。

次に3ページ目をお開きください。

これまでの実績についてですが、過去5年間で対象者等の見直しは行っておりませんが、登録者数は減少傾向となっております。

次に、サービス利用の流れについて説明いたします。

利用者が高齢者福祉課で登録申請して利用券を購入し、その後、委託先の社会福祉協議会に利用の申し込みを行い、サービスを利用する流れとなっております。

車両の配置及び台数につきましては、社会福祉協議会本所に3台配置、また、平成29年度は川内支所及び脇野沢支所に各1台配置しておりましたが、現在は、川内支所に2台配置し、車両台数は計5台の配置となっております。

次の資料の2-2の4ページから6ページ目までは、運輸局に申請する際の様式になりますので、後程ご覧いただければと思います。

今回の協議案件につきましては、運行体系、料金体系など、これまでの事業内容を継続するという形での更新の提案となりますのでご協議のほど、よろしく願いいたします。

以上で、協議案件（１）の説明を終わります。

**【会長】**

ありがとうございます。

ただ今の説明に対しまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

**【大見委員】**

会員登録者が減少傾向であるとのことですが、その要因はどのようにお考えでしょうか。

**【高齢者福祉課】**

対象者の要件の変更は無いため、明確な理由は把握できませんが、推測としては、本サービスが在宅の方を対象にしており、平成25年度から平成30年度にかけて、地域の介護施設の定員が新設や増設等により73名ほど増えており、また、平成27年度から令和元年度にかけて介護施設以外の「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」等の定員も100名ほど増えており、そうしたことが背景にあるのではないかと考えております。

**【会長】**

ありがとうございました。

その他ございませんでしょうか。

**【鹿内委員】**

会員登録料についてですが、会員登録は基本的に毎年申請をしなければならないのでしょうか。

**【高齢者福祉課】**

会員登録は毎年申請しなければなりません。

また、毎年、1,230円の登録料を負担していただいております。

**【会長】**

ありがとうございました。

その他ございませんでしょうか。

**【柳谷委員】**

前回の更新登録時には脇野沢支所がありましたが、今回の更新登録時に脇野沢支所がなくなった理由は何かあるのでしょうか。

**【高齢者福祉課】**

車両の集約ということで、川内支所に 2 台配置することになり、川内支所で、川内地区と脇野沢地区の 2 地区を運行することになります。

**【柳谷委員】**

社会福祉協議会の事務所は脇野沢支所にもあるが、事業については、川内支所で全てカバーするということでしょうか。

**【高齢者福祉課】**

そのとおりでございます。

**【会長】**

ありがとうございました。

その他ございませんでしょうか。

それでは私からも 1 点、登録者数は地区ごとに把握しているのでしょうか。

**【高齢者福祉課】**

令和元年度の実績になりますが、むつ地区 1 2 5 名、川内地区 3 7 名、大畑地区 1 9 名、脇野沢地区 1 5 名、合計 1 9 6 名となっております。

**【会長】**

ありがとうございます。

その他ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等がないようですので、ただ今の協議案件につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

**【会長】**

「異議なし」とのことでございますので、原案のとおり承認することといたします。

(2) むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

**【会長】**

それでは、次に協議案件(2) むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

交通政策課課長の阿部と申します。

「むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について」でございますが、具体的な改正点としましては、むつ市役所内において組織改編があり、本協議会設置要綱第8条にあります「協議会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。」という本文の「企画政策部企画調整課」を「企画政策部交通政策課」と改正するものでございます。

説明は以上でございます。

**【会長】**

ありがとうございます。

ただ今の説明に対しまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等がないようですので、ただ今の協議案件につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

**【会長】**

「異議なし」とのことでございますので、原案のとおり承認することといたします。

**4 その他**

**【会長】**

本日予定をした議事は以上で全て終了いたしました。

最後に、委員の皆様から何かご意見があればいただきたいと思っております。

**【杉山委員】**

協議会設置要綱第4条第1項に「協議会に会長及び副会長を置く。」と記載があり、第4条第2項に「副会長は委員の中から会長が指名する」と記載がありますが、私は協議会設立時からのメンバーなのですが、設立時から副会長が指名されたことは一度もないようですが、どうなのでしょう。

**【会長】**

副会長につきましては、事務局にて検討し、次回の協議会開催時に会長から指名させていただくということでもよろしくお願いたします。

**【杉山委員】**

副会長指名の際には、私ども事業者側からの案件もありますので、可能であれば交通事業者以外の委員の中からご指名いただければと思います。

**【会長】**

承知しました。

その他ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

**【柳谷委員】**

(「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正等について、情報提供)

**【会長】**

ありがとうございました。

それでは、これで議事を終了いたします。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

進行を事務局に返します。

**5 閉 会**

(事務局進行により閉会)